

## 平成 30(2018)年度 第 1 回大学院法務研究科（法科大学院）教授会 議事録要旨

日 時： 平成 30(2018)年 4 月 11 日 (水) 14 時 01 分 ~ 14 時 40 分  
場 所： 大東文化大学大学院法務研究科（法科大学院）3 階 S303 教室  
構成員数： 8 名（定足数 4 名）  
出席者： 5 名（定足数充足）  
欠席者： 3 名  
議長： 植村栄治（法務研究科長）

### 議案：

#### 議案 1. 研究科長職務の代行について

議長より、学則第 7 条に定める研究科長職務の代行者に学生主任が指名され、これが承認となった。

#### 議案 2. 平成 30(2018)年度時間割について

議長の指名により教務委員会委員長より、資料に基づき、平成 30(2018)年度時間割の前年度末からの変更について、追加開講、移動、副担当変更の説明が為された。加えて、副担当も併せ、全員が責任授業回数を充足している旨説明が為された。審議の結果、提案通り承認された。

#### 議案 3. 学生の修業年限変更について

議長の指名により学生委員会委員長より、資料に基づき、未修長期 5 年の学生の未修長期 6 年への修業年限延長の申請について説明が為された。審議の結果、教授会は当該学生の修業年限延長を承認した。

#### 1. 教員の兼職について

議長より、資料に基づき、教員の自治体からの行政不服審査会委員委嘱（平成 30(2018)年 4 月 1 日～平成 32(2020)年 3 月 31 日）及び、同じく先月の教授会で諮った同自治体情報公開・個人情報保護審査会委員委嘱（平成 29(2017)年 6 月 1 日～平成 31(2019)年 5 月 31 日）について、ともに既に委嘱を開始しているがその後で委嘱状が提出された旨説明が為された。教授会はこれを承認した。

#### 2. 過半数代表者選挙について

議長の指名により、事務室事務長より、資料に基づき、過半数代表者選挙実施に関する日程上の説明、及び選挙に際して、信任、単記無記名投票のいずれも投票総数のうち過半数の得票を必要とすること、選挙権者の投票数による投票の成立・不成立の要件はないことの説明が為され、事務室開室の曜日・時間帯での投票が呼びかけられた。加えて、法務研究科移転により信濃町校舎が廃止されるため、信濃町事業場の過半数代表者の任期は 7 月 31 日までである旨説明が為された。

議長より、投票所は事務室であるが日曜日は事務室が閉室のため、平日の事務室開室時間に投票してもらいたい旨呼びかけられた。教授会はこれを承認した。

#### 報告事項：

##### 1. 平成 29(2017)年度法科大学院教員親睦会決算報告について

議長の指名により、事務室事務長より、資料に基づき平成 29(2017)年度法科大学院教員親睦会費について決算報告が為された。

##### 2. 研究室移転に係る私物の取扱いについて

議長の指名により、事務室事務長より、元々大学で設置した什器類以外に教員が個別に設置した私物について板橋研究室に移設あるいは廃棄する場合、配送・処分については個々に対応願いたいこと、また8月は施設全体の移設業者が作業を開始するため、個別での配送は7月中に願いたい旨管理課から要請されていること、退職者が置いて行ったものが現在研究室にあり板橋校舎に移設する必要がない場合そのままにしておいてよいことの報告が為された。出席者から、法服が保管されているが取扱いに注意を要することから所有者に今後の取り扱いを確認し、廃棄する場合は寸断する旨注意喚起が為された。

### 3. 板橋校舎の教員研究室について

議長の指名により、事務室事務長より、板橋校舎の研究室について学務課から、来年退職する特任教員の研究室に現在設置されている什器類はそのまま使用願いたい旨要請されているとの報告が為された。加えて、専任教員は、信濃町校舎の現研究室からの什器の移設の必要について、可能な限り早期に各自板橋校舎の研究室を確認願いたい旨要請が為された。

### 4. その他

#### (1) 配布物について

議長より、本会議において、1.緊急時連絡先一覧、2.専任教員の連絡先一覧、3.平成30(2018)年度学生名簿を配布したが、全て個人情報を含んでいるため取り扱いについて細心の注意が促された。

#### (2)2018年度協定に基づく短期海外研究員の募集について

議長より、資料に基づき、平成30(2018)年度協定に基づく短期海外研究員募集について国際交流センターより募集が為されている、応募書類提出の締め切りは平成29(2017)年5月18日(金)であり、板橋校舎の国際交流センターに必着である旨の報告が為された。

#### (3)教育・研究業績システム登録データの更新(確認)作業について

議長より、資料に基づき、教員の学位及び教育・研究業績を公表することが2011年度以降学校教育法で義務化されているため、各自本資料に基づき、5月12(金)までに大学HP上の学位及び教育・研究業績の確認・更新をする必要がある、なお、その際大学への経常費補助金助成に本データ公開の度合いが影響するため、資料の通り必ず公開フラグで「公開する」をチェック願いたい旨要請と説明が為された。

予定された議案の審議及び報告がすべて終了したので、議長は14時40分閉会を宣した。

以上